

# 東京都北区交通バリアフリー基本構想 概要版



## ■ 目 次

1. 基本構想策定にあたって .....	1
2. 北区交通バリアフリー全体構想 .....	2
3. 東十条駅周辺交通バリアフリー基本構想 .....	4
4. 交通バリアフリー事業のフォローアップ .....	7
○基本構想策定までの経緯 .....	7

平成14年11月

東京都北区

## 1. 基本構想策定にあたって

### (1) 基本構想策定の趣旨

本格的な高齢社会の到来や、身体障害者が障害の無い人と共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透などから、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する重要性が増大してきている。このような状況の中、平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）が公布され、同年11月に施行された。

本基本構想は、北区全体の交通バリアフリーに関する目標や考え方、重点整備地区、移動経路、特定事業等に関する基本事項を定める。その後、駅周辺における個別の基本構想を策定し、重点整備地区の範囲と移動経路、特定事業等を定め、効果的かつ効率的なバリアフリー整備を行う。

### (2) 基本構想の位置付

本基本構想は、交通バリアフリー法による国の基本方針に基づくと共に、北区が定める「北区基本構想・北区基本計画2000」、「北区地域保健福祉計画、北区障害者計画」「北区都市計画マスタープラン」等の各関連計画と整合を図り、JR東日本（3路線）、営団地下鉄（1路線）の各駅の現状を把握し、「北区全体構想」を策定した。さらに、バリアフリー化の必要性が最も高い、JR東日本の京浜東北線において、モデル地区として「東十条駅周辺基本構想」を策定した。

### (3) 基本構想の目標年次

本基本構想は、バリアフリー化目標年次を2010年度（平成22年度）とした。

## 2. 北区交通バリアフリー全体構想

### 1. 交通バリアフリーの意義

高齢社会の到来、ノーマライゼーションの理念の浸透から北区ではバリアフリー社会の早期実現が課題となっている。北区交通バリアフリー全体構想は「交通バリアフリー法」に基づくバリアフリーのまちづくりを総合的、計画的に推進していくための基本的な方針として策定する。

### 2. 交通バリアフリーの目標

【目標】 駅周辺において歩道、駅前広場、通路の整備とともに、道路施設や旅客施設を改善する。各管理者、事業者等が、法に基づく補助や支援等の枠組を活用、利用者の協力を得ながら方策を実施する。

【方策】 道路管理者：道路空間のユニバーサルデザイン化、電線類の地中化、平坦かつ有効な幅員を確保できる連続した歩道の設置。

警 視 庁：音響式信号機への改良。

交通事業者：すべてのホームにエレベーターを整備、ノンステップバス導入。

### 3. 交通バリアフリー基本構想策定にあたっての留意事項

1) 下記の北区上位計画等との整合および調和

「基本構想(平成 11 年 6 月)」「基本計画 2000 (平成 12 年 3 月)」

「北区地域保健福祉計画」「北区障害者計画」「北区都市計画マスタープラン」。

2) 既に策定されている各種の事業計画や実施中の事業との実現化方策と連携。

3) 区民との協働。

4) 施設管理者や交通事業者等との調整。

### 4. 重点整備地区に関する基本的な事項

【意義】 基本構想において、区内各駅を中心とした重点整備地区を定め、そこにおける集中的・一体的かつ確実な整備を推進していく。

【要件】 ①駅を中心とした地域内の移動が徒歩で行われ、公共施設、福祉施設等、重要な施設を含む地区。

②バリアフリーのまちづくりのための事業が特に必要な地区。

③高齢者、身体障害者等の移動状況、土地利用の将来性、事業の実施範囲・実現性等に対し、一体性があり集中的・効果的な取組みが可能な地区。

### 5. 特定事業に関する基本的な事項

1) 移動経路

高齢者や身体障害者等の円滑な移動の経路を確保するための事業が実施される概ねの移動経路を基本構想に記載するものとする。

## 2) 特定事業

「公共交通特定事業」「道路特定事業」「交通安全特定事業」など各種事業の特性を踏まえ、移動経路に必要となる事業について基本構想に記載する。

## 3) その他の事業

駅前広場、通路等の整備、駅又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園、緑地の整備等については、概ねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

## 6. その他交通バリアフリーの促進に関する事項

### 1) 推進体制の確立

官公庁、道路管理者、交通管理者及び交通事業者等と高齢者、障害者、自治会及び商店街等の代表者で構成する「北区交通バリアフリー協議会」を設置し、北区内の交通バリアフリー化を推進していく。

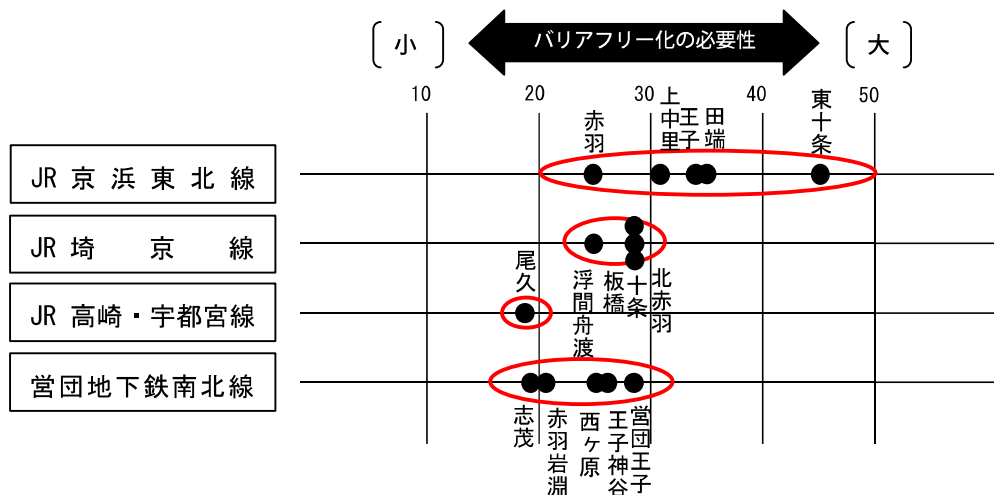
### 2) 障害者、高齢者、一般区民等への情報提供（北区ニュース、ホームページ等）。

### 3) 北区交通バリアフリー基本構想策定後のフォローアップ。

「北区交通バリアフリー協議会」は、北区交通バリアフリー基本構想を策定以後、構想の変更、進捗状況の把握や新たな課題に対して、検討を加え、構想の実現化に努めるものとする。

## 7. 重点整備地区の評価方法

重点整備地区の評価は、各駅の現状調査を踏まえ、バリアフリー化の視点から点数化し評価するものとする。



各駅の評価点を路線ごとに並べてみると、上図に示すように JR 京浜東北線の駅が右側に寄っていることから JR 京浜東北線がバリアフリー化整備の必要性が高い路線と言える。また、JR 京浜東北線での比較では、バリアフリー化が進んでいる駅は赤羽駅で、最も遅れている駅は東十条駅であると言える。

### 3. 東十条駅周辺交通バリアフリー基本構想

#### (1) 概要

##### 1. 経緯

平成 14 年 11 月 29 日作成

平成 14 年 12 月 20 日公表

##### 2. 北区の概要

人口：329,606 人、世帯数：156,719 人（平成 14 年 9 月 1 日）、面積：2,059ha

高齢者数：66,971 人（平成 14 年 9 月 1 日）（20.3%）（全国平均 17.2%）

身体障害者数：10,948 人（平成 14 年 8 月 31 日）（3.3%）（全国平均 2.9%）

##### 3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

JR 東日本京浜東北線東十条駅（1 日平均利用者数約 46,700 人：平成 13 年度）

重点整備地区の面積 約 40ha

###### 【主な施設】

東十条区民センター、東十条病院、王子保健センター、中十条公園

東十条郵便局、東十条駅前郵便局、中十条郵便局、東十条小学校、荒川小学校

東十条商店街、東十条南口通り商店会、王子保健所通り商店街

###### 【重点整備地区の選定理由】

①北区内 15 駅において駅周辺における様々な施設のバリアフリー度を点数評価した結果、最もバリアフリー化すべき駅が東十条駅であった。

②隣接する駅を考慮し、駅の徒歩圏内、概ね半径 500m 以内。

③ヒアリング、アンケート結果等による、よく利用される施設の分布状況。

④都市計画道路の配置状況

（補助 83 号線、補助 89 号線、環状 7 号線、補助 85 号線）。

##### 4. 北区基本構想の特徴

①全体構想の交通バリアフリーの目標において、区民及び公共交通機関利用者に対して、高齢者、身体障害者等に対する手助け等、積極的にバリアフリー化に協力する重要性を記載。また、東十条駅周辺基本構想における特定経路において、放置自転車整理区域の拡大、喫煙マナー向上区間の指定などを事業化。

②重点整備地区において、特定経路以外でも社会生活上重要な経路を準特定経路として位置付け、特定事業計画以外にその他の事業計画を策定。

③事業実施後、北区交通バリアフリー協議会を継続し、フォローアップ体制を構築。

##### 5. 事業の概要

①基本構想の目標年次 平成 14 年度までに着手、平成 22 年度までに完成

②公共交通特定事業

- ・東十条駅北口に人工地盤を整備し、ホームと改札口を結ぶエレベーター（11 人乗り 2 基）、エスカレーター（800 型 4 基）を設置他。

③道路特定事業

- ・北口東側階段部分にホームと改札口を結ぶエレベーター（15人乗り1基）、エスカレーター（800型4基）を設置予定。
- ・道路について、十分な幅員の確保、段差や勾配の改善による歩行空間ネットワークの形成
- ・歩行喫煙をご遠慮願う、「喫煙マナー向上区間の指定」

④交通安全特定事業

- ・違法駐車車両の取締り
- ・道路上の商品、看板等の取締り

⑤その他の事業

- ・駐輪場の新設、既存駐輪場の利用促進のための普及活動、放置自転車整理区域の拡大
- ・北口東側に「だれでもトイレ」（多機能トイレ）を設置
- ・特定経路に隣接する公園等に「だれでもトイレ」（多機能トイレ）を設置

## 6. 利用者の意見の反映

①北区交通バリアフリー協議会に以下の団体代表が参画し、3回にわたって協議会で議論を行った。

北区障害者団体連合会、北区老人クラブ連合会、北区自治会連合会、北区商店街連合会

②東十条駅周辺の高齢者団体8、町会等11、商店街4及び北区視覚障害者福祉協会、障害者支援ボランティアグループにヒアリング（参加者191人）、アンケート（サンプル211）を実施。

③「まちあるき体験」と称して、東十条駅、周辺道路において、視覚障害者、車いす利用者及び駅周辺の高齢者団体、町会等、商店街の各代表者の協力により、利用者の視点で現場における具体的な意見をもらった。

④北区ニュース、ホームページに掲載し、パブリックコメントを平成14年2月10日～8月5日まで行い、メール8件、電話2件、公聴はがき2件、FAX2件、窓口1件の計15件の意見が寄せられた。

④反映された主な事項

- ・視覚障害者にとって、階段の段差箇所はわかりにくいとの指摘を踏まえ、特定事業方針に「視覚障害者へ配慮した、階段の検討（段差及び着色等）」を盛り込んだ。
- ・歩き煙草もバリアと考え、重点整備地区内を禁止にしようかとの意見を踏まえ、特定経路を「喫煙マナー向上区間」に指定した。
- ・駅前、自転車が置かれて通れない、放置自転車対策をしてもらいたいという指摘を踏まえ、放置自転車整理区域の拡大及び駐輪場の設置を盛り込んだ。
- ・実施目標期間の具体的な時期が曖昧で分からないという指摘を踏まえ、特定事業、その他事業の実施目標期間を前期、中期、後期の3カ年ごとに明記した。

## 7. 法6条第4項に定められている関係する機関との協議

事業	協議相手機関	協議成立年月日
①道路特定事業	北区建設部道路課	平成14年9月18日 第3回北区交通バリアフリー協議会
②公共交通特定事業	JR東日本（株）	
③交通安全特定事業	警視庁王子警察署	
④その他の事業	東京都第六建設事務所	
	北区建設部建設管理課	
	北区建設部河川公園課	

(2) 事業方針

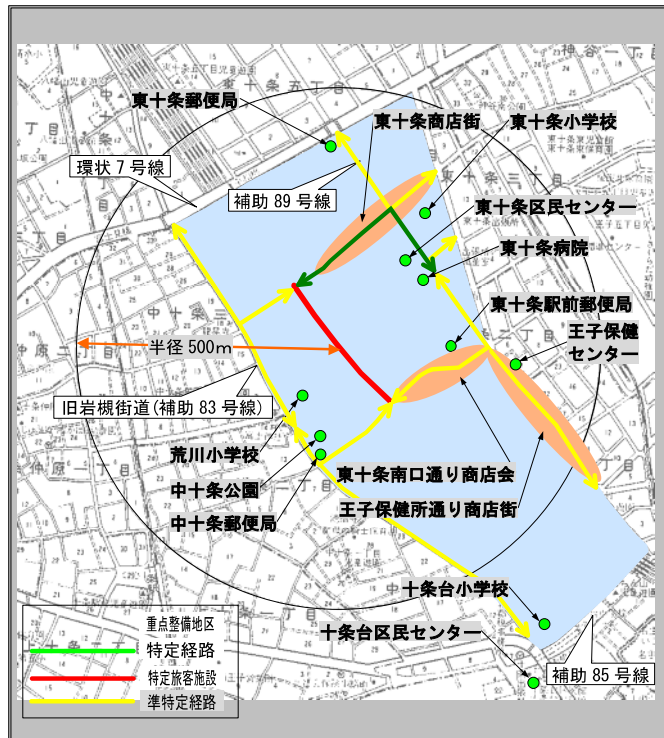
■東十条駅周辺交通バリアフリー基本構想特定事業及びその他の事業方針

◇道路特定事業(北区建設部道路課)

1. 歩道の設置、拡幅の検討
2. 歩道の段差改修、透水性舗装を考慮した舗装の再整備
3. 歩道のすり付け、切り下げ勾配を見直し、平坦性確保
4. エレベーター、エスカレーター等の設置検討
5. JIS規格、黄色で統一した、点字ブロックの改修、新設の検討
6. 移動経路を確保する車道舗装、防護柵等の再整備検討
7. 集水枡位置、蓋の改修検討
8. 視覚障害者へ配慮した、階段の検討(段差及び着色等)
9. 喫煙マナー向上区間の指定

◇公共交通特定事業(JR東日本(株))

1. エレベーター、スカーレーター等の設置検討
2. 車いす対応のトイレ設置検討
3. 車いす対応用に券売機周辺の改修検討
4. 視覚障害者へ配慮した券売機改修の検討



◇交通安全特定事業(警視庁王子警察署)

1. 危険な自転車走行に対する取締り
2. 違法駐車車両の取締り
3. 道路上の商品、看板等の取締り
4. 進入禁止違反車両の取締り(一方通行等)

◇その他の事業(東京都第六建設事務所)

1. 歩行者の通行に支障となる電柱等、道路占用物の移設、撤去等の指導

◇その他の事業(北区建設部建設管理課)

1. 放置自転車の取締り
2. 既存駐輪場、利用促進のための普及活動
3. 駐輪場の新設を検討
4. 道路上の商品張り出し、看板等の取締り
5. 歩行者の通行に支障となる電柱等、道路占用物の移設、撤去等の指導

◇その他の事業(北区建設部河川公園課)

1. 公園等に「だれでもトイレ」の設置を検討
2. 公園等の出入り口を車いす対応用にスロープ等の改修を行う

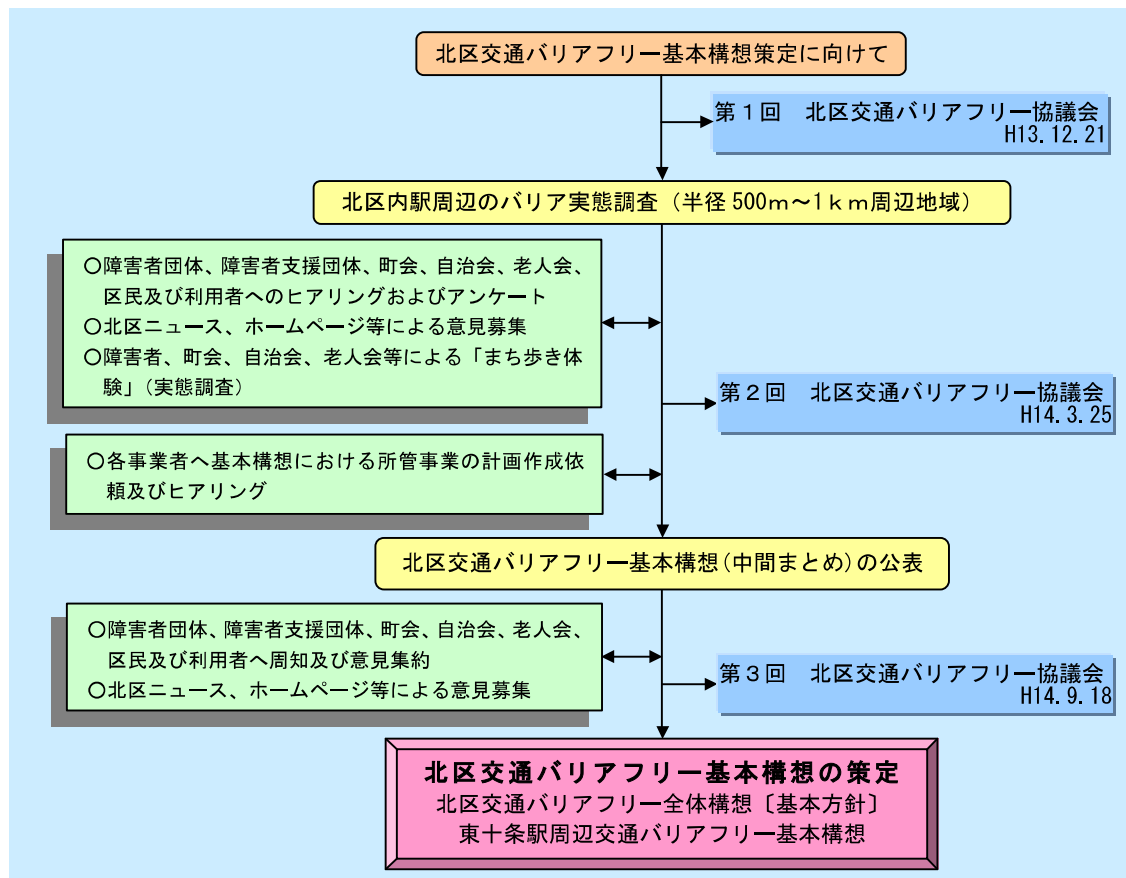
#### 4. 交通バリアフリー事業のフォローアップ

北区全体構想は、各駅周辺における交通バリアフリー基本構想の位置付けを明確にするために策定されたものであるが、地域特性から区域内における全ての駅周辺地区に適合するとは限らない。したがって、個々の地域特性や社会情勢の変化、上位関連計画の改定などを視野に含めた北区全体構想の見直しの可能性を考慮し、今後のバリアフリー整備に取り組む必要がある。

さらに、事業実施後の質の向上を目指すため、利用者から意見聴取等により、事業実施後のフォローアップを行い、全ての区民及び、利用者に質の高いバリアフリー整備の提供を行う。



#### ○基本構想策定までの経緯





東京都北区交通バリアフリー基本構想(概要版)

——平成14年11月発行——

刊行物登録番号 14-1-079

発行・編集

東京都北区都市整備部都市計画課

東京都北区建設部道路課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

TEL 03(3908)9152 FAX 03(3908)2244 (都市計画課)

TEL 03(3908)9252 FAX 03(3908)8336 (道路課)